

横浜市火災予防条例の一部改正について

市民・文化観光・消防委員会資料
平成 26 年 9 月 11 日
消 防 局

1 改正理由

「消防法施行令の一部を改正する政令等」(平成25年政令第368号)が平成25年12月27日に公布され、**自動火災報知設備の設置基準が改正**されました。

このため、横浜市火災予防条例第51条第1項に規定されている自動火災報知設備に関する基準のうち、**既に本市の火災予防条例で規制している基準と改正後の消防法施行令の基準とで重複する部分**が生じたため、同項を改正するものです。

2 消防法施行令の改正概要

平成24年に他都市において発生したホテル火災等を契機として、消防法施行令別表第1に掲げる用途(使用する用途によって1項から20項まで分類)のうち、旅館・ホテルが該当する(5項イ)と社会福祉施設等が該当する(6項ハ)のうち、利用者を入居させ、又は宿泊させるものについて、自動火災報知設備の設置義務が強化されることとなりました。(就寝中に火災発生した場合の安全対策強化)

表①

旅館・ホテル(5項イ)		
現行	0~300㎡	300㎡以上
行	設置義務なし	自動火災報知設備設置義務あり
改正後	0~300㎡	300㎡以上
後	自動火災報知設備設置義務あり	構造・面積関係なし

表②

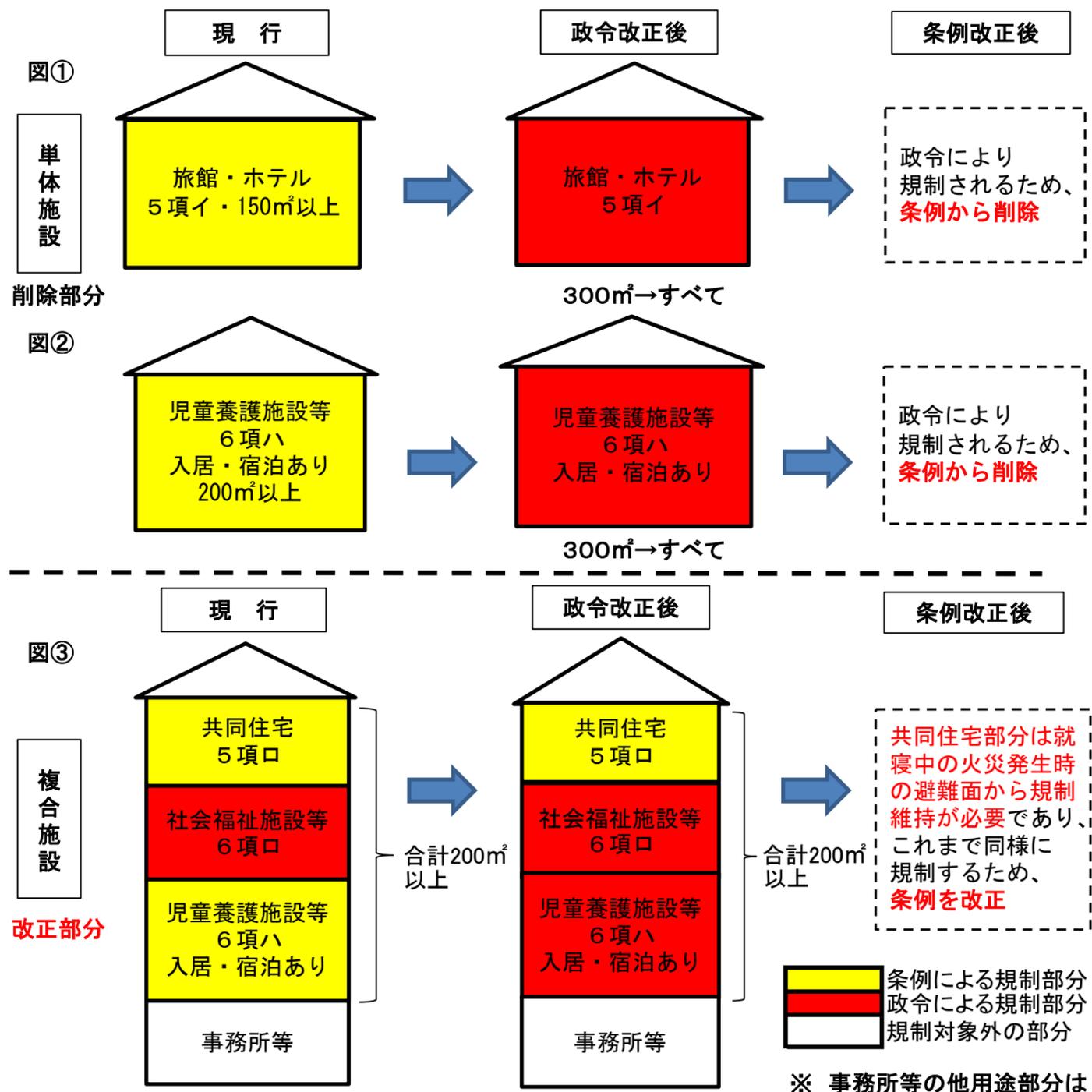
社会福祉施設等(6項ハ)		
現行	入居・宿泊あり	0~300㎡
行	なし	設置義務なし
改正後	入居・宿泊あり	0~300㎡
後	なし	設置義務なし
	あり	自動火災報知設備設置義務あり
	なし	設置義務あり

3 現行の火災予防条例による自動火災報知設備の規制内容

- 単体施設**
- ①: 耐火又は準耐火以外の**旅館・ホテル(5項イ)**で、延べ面積150㎡以上の施設
 - ②: 耐火又は準耐火以外の**社会福祉施設(6項ハ)**のうち、**入居又は宿泊を伴う児童養護施設、児童自立支援施設、共同生活援助を行う施設**(以降、これらを「**児童養護施設等**」という。)で、延べ面積200㎡以上の施設
※木造等、建物構造が一定の防火上の措置がされていないものに対する上乘せ規定
- 複合施設**
- ③: 耐火又は準耐火以外で、その建物に複数の施設が混在する複合施設のうち、
 - ◆ **居住空間である共同住宅(5項ウ)**、
 - ◆ **自力避難が困難な方が多く入所する社会福祉施設等(6項ロ)**、
 - ◆ **入居又は宿泊を伴う児童養護施設等(6項ハ)**
 の床面積の合計が200㎡以上の場合

※火災が発生した場合、火災を早期に他の部分にも知らせ、避難を速やかにするため、政令の規制部分となっていない、共同住宅(5項ウ)、児童養護施設等(6項ハ)の部分についても、自動火災報知設備の設置義務を付加しています。

4 火災予防条例の改正概要(第51条第1項)



5 その他

規定の改正により第1項に号送りが生じることにより、関係条文(第44条の2)を併せて改正します。

6 改正火災予防条例の施行予定期日

平成27年4月1日
改正後の消防法施行令の施行日が平成27年4月1日のため、当該期日に合わせて施行します。
なお、平成30年3月31日までの3年間に新たに設置する場合の猶予期間としているため、火災予防条例の適用についても、同様とします。